



Newsletter

2025 年 5 月号

テーマ

税務動向

- [国税庁、2025 年未来成長税政支援のご案内](#)

例規・判例

○ 租税審判員

- [請求法人が特殊関係にある外国法人から内国法人の発行株式を低価現物出資で受け取り、利益の贈与を受けたとみなして、国内源泉のその他所得として法人税を賦課した処分の当否](#)

○ 国税庁

- [CFC 課税対象の外国子会社のみなし配当金額がない場合、該当子会社から受け取った配当金の「収入配当金益金不算入」規定の適用有無](#)

2025. 5. 27

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税務動向

国税庁、2025 年未来成長税政支援のご案内

国税庁は企業の活力向上と未来成長の動力を確保するために、2025 年から「ジャンプアップ選定中小企業」と「投資拡大中小企業」を未来成長税政支援の対象に追加すると明らかにしました。

※ 詳細については、[国税庁の参考資料（2025.4.10.）](#)をご参考ください。

主な内容

○ 支援対象

- 革新・ベンチャー中小企業
- 輸出・雇用中小企業
- 新産業・新技術中小企業
- ジャンプアップ選定中小企業
- 投資拡大中小企業

○ 支援内容

- 資金流動性の支援（納付期限の延長、納税担保の免除等）
- 経営支援（R&D 税額控除の事前審査の優先処理、法人税控除・減免コンサルティングの優先処理等）
- カスタマイズ型の税務相談（すべての支援対象にホームタックス専用の相談サービスを提供等）

○ 未来成長税政支援センターの運営

- 体系的かつ効率的な税政支援に向けて未来成長税政支援センターを本庁、地方庁（7 か所）、税務署（133 か所）の法人税課に設置・運営

例規・判例

【租税審判員】請求法人が特殊関係にある外国法人から内国法人の発行株式を低価現物出資で受け取り、利益の贈与を受けたとみなして、国内源泉のその他所得として法人税を賦課した処分の当否

（租税審判院 2022 ソ 7930、2025.3.31.、取り消し）

■争点

請求法人が特殊関係にある米国法人から該当法人が保有している国内親会社の発行株式 100%を時価より低い価額で現物出資で受け取ったことによる差額を「法人税法」第 93 条第 10 号八目による国内源泉のその他所得とみなして課税した処分の当否

■事案

請求法人は国際特送貨物運送サービス業を営む会社の完全子会社である 〇〇〇（以下「〇〇〇」）より 2018.4.1.国内非上場法人である 〇〇〇 有限会社の持分 100%（以下「争点持分」）を 〇〇〇 米ドル（〇〇〇 ウォン建、以下「争点現物出資額」）で評価して現物出資（以下「争点現物出資」）で受け取り、争点現物出資額の全額を株式発行超過金として処理した。

〇〇〇 は 2018 年 5 月争点現物出資に関して「大韓民国とアメリカ合衆国間の所得に関する租税の二重課税ヘッジと脱税防止および国際貿易と投資増進のための協約」（以下「韓米租税条約」）に従い、ヨンドウポ税務署長に「有価証券譲渡所得に対する非課税・免除申請書」を提出しており、請求法人は 2018 年 8 月にマポ税務署長に「証券取引税申告書」を提出した。

ソウル地方国税庁長（以下「調査庁」）は 2021.10.7.から 2021.12.25.まで請求法人に対する 2018 事業年度の法人税統合調査を実施した結果、〇〇〇 が請求法人に争点持分を「相続税および贈与税法」第 63 条によって評価した時価より顕著に低い価額で譲り渡したことにより、請求法人は 〇〇〇 ウォンの受贈益（以下「争点受贈益」）が発生したため、「法人税法」第 93 条第 10 号八目（以下「争点条項」）による国内源泉所得が発生したものと見て、課税資料を処分庁のマポ税務署長に通報しており、処分庁のマポ税務署長は 2022.6.23.請求法人に 2018 事業年度の源泉徴収分の法人税を決定・告知し、処分庁のソウル特別市マポ区庁長は 2022.9.13.請求法人に 2018 年 4 月帰属の特別徴収分の地方所得税を決定・告知した。請求法人はこれに不服して 2022.9.19.および 2022.10.5.に各審判請求を提起した。

決定要旨

処分庁は「法人税法」第 93 条第 10 号八目の「贈与」は「顕著に低い対価を受けて資産を移転する場合」が含まれることから、外国法人の請求法人は争点持分を現物出資で受け取り、それより顕著に低い対価の資本のみを計上したため、差額（争点受贈益）は国内源泉のその他所得に該当するという意見だが、租税法律主義の原則上の課税要件もしくは非課税要件、又は租税減免要件を問わず租税法規の解釈は、特別な事情がない限り法文どおりに解釈するものであり、合理的な理由なく拡張解釈するか、又は類推解釈することは許されないところ（最高裁判所 2009.8.20.宣告 2008 ドウ 11372 判決、同意）、「法人税法」上の贈与に対する別途の定義条項や準用に関する明示的な規定がない状況で「贈与」の概念を無条件に相続税および贈与税法の規定に従って判断することは妥当でない側面があるが、

国際租税調整に関する法律における「資産の贈与」は同法施行令第 3 条の 2 第 1 号で資産を無償で移転するか、又は債務を免除する場合で規定しており、括弧では「顕著に安い対価を受けて移転する場合」を資産を無償で移転する場合から除いている点等を総合してみると、争点受贈益は「法人税法」第 93 条第 10 号八目で規定している所得に該当しないものと判断される。

また、処分庁は争点受贈益に対して課税しない場合、今後、資産の譲渡時点に請求法人に課税することが不可能なため、結局、大韓民国自ら課税権を放棄する不合理な結果が発生するという意見だが、納税義務者は経済活動をする時に同じ経済的目的を達成するために、様々な法律関係のうち一つを選択することができ、課税官庁としては特別な事情がない限り当事者が選択した法律関係を尊重しなければならないところ（最高裁判所 2017.12.22.宣告 2017 ドウ 57516 判決、同意）、

争点現物出資は外国法人間の取引として合法的な範囲内で当時の請求法人等が置かれていた状況によってグループの支配構造変更を通じた管理・運営の単純化および法律的风险の断絶目的で実行されたものと判断され、通常的には株式を低価で譲り受けた場合には、「譲受法人」がその株式を処分する時、当初譲り受けた価額を取得価額にして課税されるものであるが、韓米租税条約には有価証券譲渡所得に対して居住地で課税権を行使するように規定しており、海外株式の譲渡所得に対しては課税しなくてもこれは各国間の租税条約による課税権の配分に関わっているもので、租税公平に反しているか、又は租税主権侵害の恐れがあると見ることは難しい点等に照らして、処分庁が「法人税法」第 93 条第 10 号八目を適用し、請求法人に法人税を課税したこの件の処分は誤りがあるものと判断される（租税審判院 2022 ジュン 2748、2024.10.30.租税審判官合同会議、同意）。

【国税庁】CFC 課税対象の外国子会社のみなし配当金額がない場合、該当子会社から受け取った配当金の「収入配当金益金不算入」規定の適用有無

（書面-2024-法規国租-3981、2025.4.2.）

■質疑

国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項各号の要件を満たしている特定外国法人が各事業年度の利益剰余金の全額を国内親会社に配当金として支給したことにより、国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項によってみなし配当される金額がない場合、該当配当金に対して法人税法第 18 条の 4 第 1 項による外国子会社の収入配当金益金不算入の規定を適用できるか否か

■事実関係

- 甲法人が 100%の持分を保有している香港法人は国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項各号の要件を満たしている特定外国法人に該当し、実際の負担税率は 15%以下である
- 但し、香港法人は 2023 事業年度末、利益剰余金の全額を親会社の甲法人に実際に配当したことにより、国際租税調整に関する法律第 27 条第 1 項による配当可能留保所得がなく、甲法人にみなし配当される金額がない

回答

内国法人の「法人税法」第 18 条の 4 による外国子会社が各事業年度末、利益剰余金を全額配当し配当可能な留保所得がない場合にも、内国法人が受け取った該当収入配当金額はその外国子会社が「法人税法施行令」第 18 条第 2 項による特定外国法人に該当する場合、「法人税法」第 18 条の 4 第 1 項による「外国子会社の収入配当金益金不算入」の適用対象に該当しないものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2025. For information, contact Deloitte Anjin LLC